

役員等の報酬の支給及び費用の支弁に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国少年警察ボランティア協会定款(以下「定款」という。)第31条第3項の規定に基づき、役員等の報酬の支給及び費用の支弁について定めることを目的とする。

第2章 常勤の役員等の報酬及び職務執行に要する費用

(報酬)

第2条 常勤の役員(以下「常勤役員」という。)に支給する報酬は、俸給とする。

(俸給の額の決定)

第3条 常勤役員に支給する俸給は、年俸制とする。

2 前項の俸給の額は、別表1の常勤役員俸給表に定める金額を上限として、経理の状況その他の事情を考慮して、理事会の議決を得て決める。

(俸給の支給等)

第4条 常勤役員の俸給は、前条第2項で決められた金額を12等分して1か月の俸給として支給する。

2 職員の給与及び旅費に関する規程(平成5年規程第4号。以下「給与等規程」という。)

第3条第1項、第4条及び第5条の規定は、前項の俸給について準用する。

(通勤手当)

第5条 常勤役員には、給与等規程第11条の規定に準じて通勤手当を支弁する。

(旅費)

第6条 常勤役員が公益社団法人全国少年警察ボランティア協会(以下「協会」という。)の用務を帯びて出張する場合は、給与等規程第3章の規定に準じて旅費を支弁する。

2 宿泊費及び日当の額は、別表2の旅費支弁基準に基づき計算する。

第3章 非常勤の役員及び顧問の職務遂行に要する費用

(日当)

第7条 理事(常勤の理事を除く。)、監事又は顧問(以下「非常勤役員等」という。)がその職務を行うため、協会の事務所に出勤し、又は協会の会議、行事等に出席したときは、その都度、日当として、1日につき10,000円(4時間に満たない会議、行事等については、5,000円)を支弁する。

2 前項の規定にかかわらず、定款第5条第1項第1号に規定する正会員(以下「正会員」という。)の代表者である非常勤役員等が次の各号に掲げる会議等に出席する場合には、当該非常勤役員等に日当を支弁しない。

- (1) 総会その他のすべての正会員が招集される会議
- (2) すべての正会員が招待される行事
- (3) 第1号又は第2号に付随して開催される理事会その他の会議

(交通費)

第8条 非常勤役員等が鉄道、航空機、バス等の交通機関を使用して協会の事務所に出勤し、又は協会の会議、行事等に出席したときは、その経路に応じて所定の旅費運賃により交通費を支弁する。

2 特急料金、急行料金、座席指定料金、グリーン料金等は、理事長が必要と認めたものに限り支弁する。

3 前条第2項の規定により日当を支弁しない場合は、交通費を支弁しない。

(宿泊費)

第9条 非常勤役員等が協会の会議、行事等に出席するために宿泊を必要とする場合は、常勤役員の出張の場合に準じて宿泊費を支弁する。

2 第7条第2項の規定により日当を支弁しない場合は、宿泊費を支弁しない。

(給与等規程の準用)

第10条 給与等規程第16条第1項の規定は、非常勤役員等の交通費及び宿泊費について準用する。

第4章 支給の基準の公表

(報酬等の支給の基準の公表)

第11条 この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第20条第2項に定める報酬等の支給の基準の公表とする。

附 則

この規程は、平成15年12月1日から施行し、平成15年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年9月14日から施行し、この規程による改正後の役員等の報酬の支給及び費用の支弁に関する規程の規定は、平成19年4月19日から適用する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第18号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表 1 常勤役員俸給表

区 分	金額(年額上限)
理事長	500万円

別表 2 旅費支弁基準

区 分	宿泊費(1夜につき)		日当 (1日につき)
	甲地方	乙地方	
常勤役員	14,800円	13,300円	2,600円

備考 甲地方とは、東京都、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市及び福岡市の地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。